

介護保険だより

令和2年11月号

群馬県国民健康保険団体連合会

給付管理票と居宅サービス事業所の実績額で不一致があった場合の対応について

国保連合会にて実施している給付管理票と居宅サービス請求明細書の突合審査の結果、実績単位数に不一致があった場合の対応方法などについて、以下のとおりお知らせいたします。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1070000000	令和2年10月審査分		令和2年10月28日					
事業所（保険者）名	□□介護事業所			1頁 群馬県国民健康保険団体連合会					
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
10**** △△市	***** ** **	請	R2.9	11		1,000	C	査定でエラーのあるもの	返 戻

1 居宅サービス事業所での対応方法

給付管理票と居宅サービス請求明細書を突合した結果、給付管理票に記載されている実績単位数を超えて請求している場合に、居宅サービス事業所に「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が送付されます。

一覧表には「査定でエラーのあるもの」という内容が表示されますが、居宅サービス事業所の請求が返戻になったことは、居宅介護支援事業所には通知されないため、居宅介護支援事業所へ必ず連絡し不一致について確認してください。

2 居宅介護支援事業所での対応方法

上記の返戻があった場合、居宅サービス事業所から連絡が来ますので、国保連合会に提出した給付管理票の内容を確認してください。

「誤りがないのに返戻になった」という問い合わせをいただきますが、国保連合会では、介護保険審査支払等システムで突合審査を実施していますので、給付管理票と居宅サービス請求明細書が一致している場合は返戻にすることはありません。必ず不一致が出ていますので、事業所番号、サービス種類、計画単位数を改めて確認してください。

なお、居宅介護支援事業所での確認の結果、給付管理票の内容を修正する必要がある場合は、作成区分を「修正」としたうえで、給付管理票を提出してください。

市町村認定の給付率と相違エラーについて

本件については、事業所から多くの問い合わせをいただいているため、エラーが発生する原因および対応方法を以下のとおりお知らせいたします。

内容をご確認いただき、事務の効率化にお役立てください。

【内容】

保険給付率：市町村認定の給付率と相違

【原因】

受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違していることにより、受給者台帳の給付率に基づき計算された値を超えているためエラーとなります。

【対応方法】

請求した給付率が正しいかを確認し、誤っている場合は正しい給付率及び請求額に修正後、再請求してください。

なお、給付率に誤りがない場合は、請求している給付率と相違がないか保険者へ照会してください。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	107000000	令和2年10月審査分		令和2年10月28日					
事業所（保険者）名	□□介護事業所			1 頁 群馬県国民健康保険団体連合会					
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
10**** △△市	***** ** **	請	R2.9	11		1,000	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	12SA
10**** △△市	***** ** **	請	R2.9	11		1,000	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15（12:00 ~ 13:00 を除く）

※17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会